

【諮問第262号】

29川情個第9号
平成29年5月9日

川崎市長
福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 三浦大介

公文書開示請求に対する全部開示処分に係る異議申立てについて（答申）

平成27年12月7日付け27川健医薬第1082号で諮問のありました、公文書開示請求に対する全部開示処分に係る異議申立ての件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2108

1 審査会の結論

医療法第25条に基づいて平成27年3月と7月に行われた〇〇病院に対する立入検査に従事した職員に関する平成27年3月24日付け並びに同年7月13日及び同月14日付け出張復命書の職員コード、自宅発着の時間、自宅発の場合の乗車駅名・路線名、自宅着の場合の降車駅名・路線名、区間ごとの運賃・合計金額及び定期併用の有無を除いた部分を開示すべきである。

2 開示請求内容及び異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成27年8月10日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。平成28年条例第3号による改正前のもの。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、〇〇病院の医師が精神保健指定医の資格を不正取得したなどとして厚生労働省に指定を取り消された問題に関する一切の公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対して、平成27年3月及び同年7月に実施した〇〇病院に対する医療法（昭和23年法律第205号）第25条に基づく病院立入検査に関する6件の文書を特定し、このうち「平成27年度医療法第25条に基づく病院立入検査に関する事前提出書類について」及び「平成27年度医療法第25条に基づく病院立入検査の実施について」の2件の公文書（以下「本件対象公文書」という。）について、条例第8条各号に規定する不開示情報に該当しないことから、平成27年10月7日付けで、全部開示処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) また、他の4件については、条例第8条第1号、第8条第2号ア等に該当するとして、平成27年10月7日付けで部分開示処分を行い、うち1件については、平成27年10月26日付けで再部分開示処分を行った。
- (4) 異議申立人は、条例第22条第1項の規定に基づき、平成27年11月17日付けで、本件処分に対して「さらに請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。その際に仮に非開示部分が含まれていた場合は、公益上の理由による裁量的開示を行うことを求める。」として異議申立てを行った（当審査会諮問第262号事件）。
- (5) なお、(3)の部分開示処分及び再部分開示処分に対しても、異議申立人から同様に異議申立てが行われており、この案件については、諮問第263号及び第264号の答申において本審査会の審査の結果を提示する。

3 異議申立人の主張要旨

平成27年11月17日付け異議申立書、平成28年3月14日付け意見書、同年9月20日実施の口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件処分については、文書の探索が不十分であるか、対象情報を解釈上の不
存在か適用除外と判断することが違法である。

- (2) 精神保健指定医の業務に関して、医療保護入院に関連する文書、退院請求に関する文書その他指定を取り消された医師に関する文書等を、保健所や精神医療審査会事務局や精神保健福祉センター等を実施機関の担当課に含めて、改めて開示決定等を示すべきである。むろん、他にも本件対象公文書があれば特定すべきである。仮に不存在であったとしても、不存在の理由を示したうえでの不開示決定を通知すべきである。
- (3) 医療法の規定による検査を実施した際に病院に行った職員（精神保健指定医を含む。）の氏名を記載した公文書が特定されていない。当該情報を記載した公文書を作成していないのであれば、条例第20条をはじめ前文、第1条、第3条各項及び第4条の規定に違反する。また、検証を職務として行ったのであれば、職務遂行情報として開示すべきである。

4 実施機関の主張要旨

平成28年1月13日付け処分理由説明書及び同年6月28日実施の口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件請求に関して、情報を保有しているのは、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課、同部障害計画課及び同局健康安全部医事・薬事課（以下「医事・薬事課」という。）であった。このうち、医事・薬事課において6件の文書を特定し、このうち2件について、条例第8条各号に規定する不開示情報に該当しないことから全部開示処分としたのが本件処分である。
- (2) その他の文書については実施機関（医事・薬事課）において作成又は取得しておらず、他に本件に関係する部署は見当たらないことから、他に公文書は存在しない。
- (3) 特に、指定を取り消された医師の業務に関わる医療保護入院・退院に関する文書は、医事・薬事課の所掌事務と関係しないのでそれらを取得・保有することはない。医療法に基づく立入検査の目的は、医師や看護師等の配置、勤務形態、患者数、調剤件数、院内構造等の院内体制が整備されているかを確認することであり、個別の診療の内容に踏み込むものではないからである。
- (4) 今回の立入検査については、厚生労働省から話が来た後、立入検査の実施伺いを起案しており、話し合い等もその中で行っている。決裁文書は部分開示文書の中にある。それ以外に公文書として残っているものはなく、異議申立人が請求書の中で言及しているメール、FAX、打合せ記録等も存在しない。

5 審査会の判断

(1) 審査会の審査対象について

異議申立人は、本件処分について、①文書の探索が不十分であるか、②対象情報を解釈上の不存在か適用除外と判断することが違法である旨を主張している。実施機関の説明及び異議申立人の主張に鑑みると、本件においては、②は争われておらず、争点はもっぱら①の点であると考えられる。そこで、以下では、①についてのみ検討する。

(2) 文書特定が不十分であるとする異議申立人の主張について

本件請求のうち実施機関（医事・薬事課）が管理している対象公文書として特定されたのは、平成27年3月と7月に行われた〇〇病院に対する医療法第25条に基づく病院立入検査に関する文書である。実施機関（医事・薬事課）は、これら文書以外には本件対象公文書に該当する公文書を作成又は取得していないと主張している。

これに対し、まず、異議申立人は、同病院で取得した精神保健指定医の資格を取り消された医師の業務に関わる医療保護入院・退院に関する文書を挙げて、これらを対象公文書として特定すべきことを主張している。実施機関（医事・薬事課）によれば、医療法に基づく立入検査の目的は、医師や看護師等の配置、勤務形態、患者数、調剤件数、院内構造等の病院の院内体制が整備されているかを確認することであり、個別の医師の個々の診療の内容まで調査するものではないので、異議申立人の主張するような文書は、実施機関（医事・薬事課）では作成又は取得していないとのことである。しかし、医療法第25条によれば、病院等の「人員若しくは清潔保持の状況、構造設備」に加えて「診療録、助産録・・・その他の物件」を市職員に検査させることができると定めており、この立入調査を通じて個別の医師の具体的な診療内容の記録も検査することができるはずである。

もっとも、実施機関（医事・薬事課）によれば、平成27年3月の立入検査は、〇〇病院において精神保健指定医の資格の大量取消しが行われる可能性があったために、それがなされた後の診療体制に問題がないか否かを明らかにするための調査であり、また同年7月の立入検査は毎年度定期的に行われる調査であり、いずれも精神保健指定医による医療保護入院・退院に関する調査ではなく、現にその点の調査は行われなかったということである。また、そもそも精神保健指定医の診療内容の調査は、実施機関の別の部局である精神保健課の所掌事務であって、実施機関（医事・薬事課）の所掌範囲外とのことである。以上のような説明に不自然、不合理な点はなく、実施機関（医事・薬事課）には該当公文書が存在しないという説明は事実であると認められる。

なお、異議申立人の主張する、精神保健指定医の資格を取り消された医師の業務に関わる医療保護入院・退院に関する文書の存否及び開示の要否は、別途、精神保健課の対象公文書に関する答申第265号において審査しているので参照のこと。

また、異議申立人は、保健所、精神医療審査会事務局、精神保健福祉センター等の機関を挙げて、これらの機関において、本件対象公文書に該当する文書が取得・管理されている可能性を指摘している。一方、実施機関は、保健所や精神保健福祉センター（精神医療審査会事務局を兼ねる。）についても対象公文書に該当する文書は存在していないことを確認したと主張している。この点についても、精神保健課の対象公文書に関する答申第265号において審査しているので参照のこと。

最後に、異議申立人は、医療法第25条に基づく〇〇病院に対する立入検査に従事した職員の氏名が記載された文書があるはずであると主張している。平成27年3月と7月に行われた同病院に対する立入検査に関する本件対象公文書及び諮問第263号及び第264号の案件において対象公文書とされた文書をみても、この点

の記載はみられない。しかし、一般的には立入検査は出張を伴うものであるため、この立入検査に従事した職員に係る出張に関する文書が、医事・薬事課において作成されているはずである。〇〇病院の医師の精神保健指定医資格取消問題に関する情報一切、というような本件開示請求に基づいてこのような公文書まで対象公文書として判断すべきかどうかについては疑問もなくはないが、異議申立人の認識としては、こうした文書も対象公文書に含まれるということであり、多くの具体的な例を挙げた上で「上記に類する文書等々、とにかく全て。広く解釈して特定してください。」という開示請求がなされていたことにも鑑みて、実施機関としては上記の情報が記された公文書を探索し、当該文書の開示・不開示の決定をするべきであった。

実施機関にこの点を指摘して調査させたところ、平成27年3月24日付け並びに同年7月13日及び同月14日付けの出張復命書が提出された。本審査会でこれら公文書を検分したところ、受命者の職員コードについては個人の認証、人事給与等の業務の基本的な番号として使用しているものであることから条例第8条第1号に該当し、また、自宅発着の時間、自宅発の場合の乗車駅名・路線名、自宅着の場合の降車駅名・路線名、区間ごとの運賃・合計金額及び定期併用の有無については個人の住所地及び通勤経路に関する情報であることから条例第8条第1号に該当し不開示情報となるが、その他の情報については条例第8条各号の不開示事由に該当しないと認められることから、開示すべきであると判断する。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 大 関 亮 子
委員 早 川 和 宏
委員 人 見 剛
委員 葭 葉 裕 子